

じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重 要 事 項 説 明 書

せいかつかいごじぎょうしょ せいかつかいごく り ん
(生活介護事業所：生活介護クリンもだん2)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人 聖公会生野センター
代表者氏名	理事長 磯 晴久
所在地 (連絡先)	大阪府生野区小路 3-11-19 TEL 06-6754-4356 FAX 06-6224-7869
法人設立年月日	2005年3月28日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	生活介護クリンもだん2
サービスの 主たる対象者	精神障がい者、知的障がい者
大阪府指定 事業所番号	生活介護 第2712203930号 (2023年3月1日指定)
管理者	芦田 聡
サービス管理責任者	芦田 聡
事業所所在地	大阪府生野区小路 3-11-19
連絡先 相談担当者名	TEL 06-6754-4356 FAX 06-6224-7869 芦田 聡

事業所の通常の事業 実施地域	大阪市生野区、東成区、阿倍野区、平野区、東住吉区、 西成区、城東区、天王寺区、 東大阪市、八尾市
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	無し
利用定員	20名
開設年月日	2023年3月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	特定非営利活動法人聖公会生野センター（以下「事業者」という）が設置する生活介護クリンもだん2（以下「事業所」という）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という）の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	・事業所は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動や生産活動等の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 ・事業所は地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市区町村、他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という）との密接な連携に努めるものとする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月、火、水、木、土、日（ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始を除く）（事業所のカレンダーに準ずる）
営業時間	9：30 から 16：30 まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月、火、水、木、土、日（ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始を除く）（事業所のカレンダーに準ずる）
サービス提供時間	9：30 から 16：30 まで

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造り 陸屋根葺 3階建（3階部分/お風呂は1階）
敷地面積	120.64 m^2
のべ延床面積	339.31 m^2 （3階 115.3 m^2 ）

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練・作業室・食堂	1室	48.25 m^2
相談室	1室	40.7 m^2
多目的室	1室	5.50 m^2
事務室	1室	11.58 m^2
静養室	1室	5.50 m^2
便所（男女兼用）	4室	24.1 m^2
浴室	1室	10.20 m^2

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職員	職種	職務内容
管理者		管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者		(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。 (3) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付します。 (4) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。 (5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 (6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、

	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
生活支援員	日常生活上必要な支援、相談等を行います。
医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。
看護職員	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。
運転手	送迎時に車の運転を行います。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理 責任者	1		1			1	
生活支援員	6以上	2以上		4以上	1以上	3以上	
医師	1			1			
看護職員	1			1		0.1	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	9 : 30～16 : 30
サービス管理 責任者	9 : 30～16 : 30
生活支援員	9 : 30～16 : 30、9 : 30～13 : 30、13 : 30～16 : 30
医師	必要に応じて勤務体制をとる。

かん 看	ご 護	しょく 職	いん 員	ひつよう おう きん むたいせい 必要に応じて勤務体制をとる。
---------	--------	----------	---------	------------------------------------

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
せいかつ か い ご けいかく 生活介護計画の さくせい 作成	りようしゃ いこう しんしん じょうきょうとう 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活 ぜんぱん しつ こうじょう かだい もくひょう しえん ほうしんとう 全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を きさい せいかつ か い ご けいかく さくせい 記載した生活介護計画を作成します。
しょく じ たい 食 事 の 提 供	きぼう りようしゃ しんたいじょうきょう しこう はいりょ しょくじ ていきょう 希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供 します。
にゅうよく また せいしき 入浴 又 は 清拭	にゅうよく ひつよう おう かいじょ かくにん おこな りようしゃ 入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の しんしん じょうきょう にゅうよく こんなん ばあい せいしき おこな 心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど てきせつ ほうほう じっし 適切な方法で実施します。
しん たい とう かい ご 身 体 等 の 介 護	りようしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゆつ しょくじ せいやう 利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・ こうい はいせつとう せいかつぜんぱん えんじょ おこな 更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
せい さん かつ どう 生 産 活 動	けいさぎょうとう せいさんかつどう きかい ていきょう 軽作業等の生産活動の機会を提供します。 いか せいさんかつどう おこな 以下の生産活動を行う場合があります。 ① 内職作業 ② その他（自主製品の作成やイベントの参加など） こうちん しはら <工賃の支払い> じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さ ひ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた がく そうとう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ 額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している りようしゃ しはら 利用者に支払います。
そう さく てき かつ どう 創 作 的 活 動	けいさぎょうなど そうさくてきかつどう きかい ていきょう 軽作業等の創作的活動の機会を提供します。 いか そうさくてきかつどう おこな 以下の創作的活動を行っています。 ① 食事：食事サービス・おやつなど ② 歌：カラオケ・歌のレッスンなど ③ 健康：散歩など ④ その他：レクリエーション・イベント参加など
しんたい き の う およ 身 体 機 能 及 び	しんたいき の う い じ こうじょう しょくじ か じ とう にちじょうせいかつのうりよく こうじょう 身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上

にちじょうせいかつのうりよく 日常生活能力の いじこうじょう 維持・向上のた め の 支援	くねんとう おこな するための訓練等を行います。
せい かつ そう だん 生活相談	りようしゃおよ かぞく きぼう せい かつ りようしゃ しんしん じょうきよう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況 とう はあく てきせつ そうだん じょげん えんじょう おこな 等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
けん こう かん り 健康管理	りようしゃ ふくやくし えん しつぺいよ ぼう つと けんおん たいじゅう 利用者の服薬支援や疾病予防に努めるとともに、検温・体重 そくてい けつあつそくていなど し えん けんこう かん り おこな 測定・血圧測定等を支援し健康管理を行います。また、医療 き かん れんらくちょうせい きょうりよくいりようき かん つう けんこう ほ じ 機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のため てきせつ し えん おこな の適切な支援を行います。
ほう もん し えん 訪問支援	ひつよう おう りようしゃ かぞく どうい りようしゃたく ほうもん 必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、 てきせつ そうだん じょげん えんじょう おこな 適切な相談・助言・援助等を行います。
そうげい 送迎サービス	じしゅつうしよ ばあい きぼう そうげい おこな 自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。

(2) サービス料金

りようりようきん じひょう
利用料金は、次表のとおりです。

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん い か 区分2以下
りようりよう 利用料	12, 880円 ^{えん}	9, 640円 ^{えん}	6, 690円 ^{えん}	5, 990円 ^{えん}	5, 460円 ^{えん}
りようしゃふたんがく 利用者負担額	1288円 ^{えん}	964円 ^{えん}	669円 ^{えん}	599円 ^{えん}	546円 ^{えん}

＜提供サービスの料金とその利用者負担額について＞

ていきよう
提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

りようしゃふたん げんざい りよう しょとく ちゃくもく ふたん し く わり ていりつ
利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率
ふたん しょとく おう ふたんじょうげんつきがく せつてい
負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

ていりつふたん じつびふたん ていしょとく かた はいりよ けいげんさく こう
定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられて
います。

- ※ しょう ふくし ていりつふたん しょとく おう ふたんじょうげんつきがく せつてい
障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、
ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ふたんじょうげんつきがくとう かん しょうさい す しちようそんまどぐち といあわ
負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せくだ
さい。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

- ① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担 額	内 容
人員配置体制加算 (Ⅳ)	円	左記の1割	通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用1日につき加算されます。
福祉専門職員配置 等加算(Ⅲ)	60円	左記の1割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 生活支援員のうち、有資格者が 一定割合以上場合、利用1日に つき加算されます。 (Ⅲ)の場合 生活支援員のうち、勤務形態が 常勤のものが75%、又は勤続 年数が3年以上のものが30 %を超える場合、利用1日に つき加算されます。
処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数 の1.4%	左記の1割	職員の処遇を改善するもので す。
特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数 1.4%	左記の1割	職員の処遇を改善するもので す。
ベースアップ等支 援加算	所定単位数 1.0%	左記の1割	職員の処遇を改善するもので す。
重度障害者支援加 算(Ⅱ) 2023. 9. 1	7 単位	左記の1割	強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を配置し支

から適用			援計画（個別支援計画ではありません）を作成できる体制を整えた場合、利用者全員に算定。 強度高度障害を有する利用者が利用していない場合は算定できない。
重度障害者支援加算（Ⅱ）2023.9.1から適用	180（500）	左記の1割	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置（生活支援員等として配置）し支援計画に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して支援を行い、支援を行った利用者のみ算定 加算算定を開始した日から起算して180日以内の期間は180単位／日に更に500単位／日を上乗せ算定。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
初期加算	329円	左記の1割	サービスの利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
訪問支援特別加算	2,053円	左記の1割	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に月2回まで加算されます。
欠席時対応加算	1,032円	左記の1割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に月4回まで加算されます。

りようしゃふたんにじょうげん 利用者負担上限 額管理加算	えん 1,647円	さきわり 左記の1割	りようしゃいらい りようしゃ 利用者の依頼により、利用者 の負担上限月額を超えて事 業者が利用者負担額を徴収 しないように、利用者負担額 の徴収方法の管理を行った 場合に、1月につき加算され ます。
そうげいかさん 送迎加算	えん 109円	さきわり 左記の1割	じぎょうしょ りようしゃ たい そうげい 事業所が利用者に対し、送迎 を行った場合、片道につき 加算されます。

6 その他の費用について

ないよう 内 容	りよう 料	きん 金
そうさくてきかつどう かかざいりようひ 創作的活動に係る材料費	じっぴ 実費相当額	
にゆうよく かかこうねつすいひ 入浴サービスに係る光熱水費	シャワー1回50円、 入浴1回100円	
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費	じっぴ 実費相当額	がく
しょくじ ていきよう かかひよう 食事の提供に係る費用	じっぴてきとうがく 実費適当額	
ほかにちじょうせいかつ つうじょうひつよう その他日常生活において通常必要となるものに 係る費用であって、その利用者に負担させること が適当と認められるものの実費	じっぴそうとうがく 実費相当額	
りよう りようしゃ びようじよう きゆうへん きゆう にゆういん キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院 等の場合は、キャンセル料は請求いたしません）	ぜんじつ れんらく ばあい 前日までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。 ぜんじつ れんらく 前日までにご連絡がない 場合、費用の適当額を請求い たします。	

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い（当日、前払い（チケット）、後払い） (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 生活介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「生活介護計画」を作成します。作成した「生活介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 生活介護計画の変更等

「生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の権利の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	ぎゃくたいぼうし 虐待防止マネージャー 芦田 聡
-----------------------------------	--------------------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 身体拘束等の禁止について

- ① 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。
- ② 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- ③ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会の定期的な開催（虐待防止委員会と一体的に運用）及びその結果について従業員への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施（年1回）

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了し
--------------------------	---

	た後においても継続します。 ○事業者は、従業者^{じぎょうしゃ}に業務上^{じゆうぎょうしゃ}知り得た利用者又はその家族^{かぞく}の秘密^{ひみつ}を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容^{ないよう}とします。
② 個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}について	○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者^{りようしゃ}の個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきょう}しません。また利用者^{りようしゃ}の家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}についても、当該利用者^{こじんじょうほう}の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者^{りようしゃ}の家族の個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきょう}しません。 ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報^{こじんじょうほう}が含まれる記録物^{きろくもの}（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者^{ぜんりやう}の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩^{ろうえい}を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者^{りようしゃ}に病状^{びやうじやう}の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡^{れんらく}を行う等の必要な措置^{さうし}を講じるとともに、利用者^{りようしゃ}が予め指定する連絡先^{れんらくさき}にも連絡^{れんらく}します。
 - ② 上記以外の緊急時において、利用者^{りようしゃ}に病状^{びやうじやう}の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者^{りようしゃ}の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先：電話番号^{でんわばんごう} 06-6973-8282 （対応可能時間^{たいおうかのうじかん} 9：30～16：30）

13 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。
ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	李クリニック		
医 院 長 名	李 在都		
所 在 地	大阪府大阪市生野区新今里 2 丁目 3-26		
電 話 番 号	06-6751-0558		
診 療 科	内科, 外科, 整形外科, リハビリテーション科, 肛門外科	入 院 設 備	なし

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	おおさかし の く や く し ょ 大阪市生野区役所
	担 当 部 ・ 課 名	ち い き ほ け ん ふ く し か ほ け ん ふ く し か か り 地域保健福祉課 保健福祉係
	で ん 電 話 番 号	06-6715-9857

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損保保険ジャパン株式会社

保険名 ウォームハート

保障の概要 業務遂行に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故の補償
など

15 非常災害時の対策

非常時の対応	べつ さだめ りょうぼうけいかく 別に定める消防計画により対応いたします。
平 時 の 訓 練	べつ さだめ りょうぼうけいかく のつと ひ な ん ぼうさいくんれん ねん かいじつし 別に定める消防計画に則り、避難・防災訓練を年2回実施します。

ぼうさいせつび 防 災 設 備	じどうかさいほううちき ・ 自動火災報知機 あり も ほう うちき ・ ガス漏れ報知器 なし ひじょうようでんげん ・ 非常用電源 なし しつないぼうかせん ・ 室内防火栓 なし 無 ・ ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 しんさい そな びちく しょくりょう いんりょうすい にちぶん ・ 震災に備えての備蓄（食糧・飲料水〇日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）	ゆうどうとう ・ 誘導灯 あり ひじょうつうほうそうち ・ 非常通報装置 あり ・ スプリンクラー なし 無
しょうぼうけいかく 消 防 計 画	しょうぼうしょ とどけで ひ 消防署への届出日： 2009年4月 しょうさいかんりしや 防災管理者： 呉 光現	
ほけんかにゆう 保 険 加 入	ほんじぎょうしや か き そんがいばいしょうほけん かにゆう 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 ほけんがいしやめい みつ いすみともかいじょうかさいほけんかぶしがいしや 保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 ほけんめい ビジネスキーパー ほしょう がいよう かさいとう しゃつかばいしょう せつびじゅうき ほしょう 保障の概要 火災等による借家賠償・設備什器の補償	

16 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- 本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしゃい いん しめい れんらくさき ふじかわ はるひこ
第三者委員氏名・連絡先 藤川 治彦

(NP0 法人精神障害者を支援する会ヒット 事務局長) 06-7891-8084

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための面談、訪問等を実施し、事情の確認を行う。
- ② 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容

もその旨を翌日までに連絡する。)

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：大阪市生野区小路 3-11-19 TEL 06-6754-4356 FAX 06-6224-7869 受付時間：月、火、水、木、土、日（ゴールデンウィーク・夏季冬季休暇を除く） 午前9時30分～午後4時30分
【市町村の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の障がい福祉サービス担当部署の名称)	所在地：大阪市生野区勝山南3-1-19 電話：06-6715-9857 FAX：06-6715-9967 受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地：大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話：06-6191-3130 FAX：06-6191-5660 受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

17 心身の状況の把握
指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力
生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携
指定生活介護の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録
① 指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとし

ます。

- ② 指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

21 指定生活介護サービス内容の見積もりについて
 契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

22 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
他の利用者への迷惑行為の禁止	他の利用者への著しい迷惑行動等をセンターが適当でないと判断した場合、利用を停止して頂く場合があります。

23 第三者評価の実施状況

じっし 実施している	じっし 実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況： 】	

24 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な 年月日	2023 年 3 月 1 日
---------------------	----------------

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明 年月日	年 月 日
---------------------	-------

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府生野区生野区小路3-11-19
	法人名	特定非営利活動法人 聖公会生野センター
	代表者名	理事長 磯 晴久
	事業所名	生活介護クリンもだん2
	説明者氏名	芦田 聡

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

だい 代 り 理 にん 人	じゅう 住 しょ 所	
	し 氏 めい 名	

附 則

2023 年年 3 月 1 日よりこの規定を施行

2023 年 8 月 1 日に一部改訂し施行